

上天草市新型コロナウイルス対策農林水産業経営安定資金利子補給金  
交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス対策農業経営安定資金融通措置要項（令和2年3月19日施行）、新型コロナウイルス対策漁業経営安定資金融通措置要項（令和2年3月19日施行）及び新型コロナウイルス対策林業経営安定資金融通措置要項（令和2年3月19日施行）（以下「措置要項」という。）に基づいて行う資金貸付に係る利子補給金の交付について、上天草市補助金等交付規則（平成16年上天草市規則第35号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(利子補給金)

第2条 市長は、予算の範囲内において、措置要項第3に掲げる貸付対象者（以下「貸付対象者」という。）及び措置要項第4に掲げる融資機関（以下「融資機関」という。）に対し、この要綱の定めるところにより、措置要項第2に掲げる新型コロナウイルス対策資金（以下「対策資金」という。）に係る利子補給金を交付する。

(利子補給の対象となる対策資金の種類及び利子補給率)

第3条 前条の利子補給の対象となる対策資金の種類及び利子補給率は、措置要項別表1のとおりとする。

(利子補給の対象者)

第4条 利子補給の対象者は、措置要項に基づき、新型コロナウイルス対策資金利子助成承認通知書（以下「利子助成承認通知書」という。）又は新型コロナウイルス対策資金利子補給承認通知書（以下「利子補給承認通知書」という。）を交付された貸付対象者で、市税及び使用料等の滞納がない者とする。

(利子補給金の交付)

第5条 第2条の利子補給金は、対策資金の新型コロナウイルス対策セーフティネット資金（以下「セーフティネット資金」という。）については、貸付対象者に交付するものとし、新型コロナウイルス対策緊急資金（以下「緊急支援資金」という。）については、市長が融資機関との間に締結する利子補

給契約書によって融資機関に交付するものとする。

(利子補給期間)

第6条 利子補給の期間は、セーフティネット資金については貸付実行日から3年以内、緊急支援資金については貸付実行日から5年以内とする。

(利子補給金の交付申請)

第7条 利子補給金の交付を受けようとする貸付対象者又は融資機関は、規則第3条第1号に掲げる補助金等交付申請書(様式第1号)に資金ごとの必要書類を添えて、対策資金を借り入れる前までに市長に提出しなければならない。

#### 1 セーフティネット資金

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 貸付対象者に係る市税及び使用料等の滞納がない証明書
- (4) 融資機関からの融資決定通知の写し
- (5) 新型コロナウイルス対策資金利子助成承認申請書(措置要項別記第3号様式)
- (6) 農林漁業収入減少等調書(措置要項別記第4号様式)

#### 2 緊急支援資金

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 貸付対象者に係る市税及び使用料等の滞納がない証明書
- (4) 融資機関所定の借入申込書
- (5) 新型コロナウイルス対策資金事業計画承認申請書(措置要項別記第10号様式)
- (6) 農林漁業収入減少等調書(措置要項別記第4号様式)

(利子補給金の額)

第8条 第2条の規定により毎年度交付する補給金の額は、毎年1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの各期間における融資平均残高(計算期間中の毎日の最高残高(延滞額を除く。))の総和を年間の日数(365日)で除して得た金額とする。)に対し、措置要項別表1に規定する

利子補給率を乗じて得た額とする。

(利子補給金の支払)

第9条 市長は、貸付対象者又は融資機関から利子補給金の請求があった場合において適当であると認めたときは、当該請求書を受理した日から30日以内にこれを支払うものとする。ただし、調査等のため、特に時間を要するときはこの限りでない。

(利子補給の打ち切り等)

第10条 市長は、緊急支援資金を借り受けた者が、その借入金を措置要項第5の2に掲げる貸付対象経費以外に使用したときは、融資機関に対する利子補給金を打ち切るものとする。

2 市長は、融資機関の責に帰すべき理由により融資機関がこの要綱又は措置要項第5の貸付条件に違反したときは、当該融資機関に対する利子補給を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年3月25日から施行する。